# 災害発生時の登下校について

1 「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応ガイドライン」に基づく学校の教育活動の実施判断について

h	ъ п 1v	24 5 5 4 C
情報名	キーワード	学校の対応
南海トラフ 地震 臨時情報		・続報に注意し、また後発地震の発生に留意しつつ、通常通り
		教育活動を続ける。
		・速やかに日ごろからの地震への備え、発生時の対応について
		再確認する。
	調査中	・校外学習中の場合は直ちに安全な場所に移動し、帰校に向け
		必要な情報を収集する。安全に配慮し帰校する。(巨大地震警
		戒・注意の場合も同様)
		・校区の状況を確認しながら、生徒の命を守ることを最優先に、
		校長が判断する。
	巨大地震	・1週間の休校とする。
	警 戒	・全面に配慮し、速やかに児童生徒を保護者へ引き渡す。
		・保護者の緊急連絡先の再確認,児童生徒の保護の方法,避難
		経路、避難誘導実施担当者等の再確認、施設の防災点検など、
	巨大地震	後発地震の発生に備える対応を行う。
	注 意	・土砂災害などにより後発地震発生後では避難が間に合わない
		と校長が判断する場合は、児童生徒の引き渡し等を適宜実施す
		る。
	調査終了	・平常通りの教育活動を継続する。
南海トラフ		
地震関連	_	_
解説情報		

- (1) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が出された場合
  - 1週間の休校とする。
  - ・全面に配慮し、速やかに児童生徒を保護者へ引き渡す。

**-** 変更

- (2) 登校前・下校後に、「南海トラフ地震臨時情報」が出され、校長が休校を判断した場合
  - ・中学校からメール・電話等で休校の連絡がくる。
  - ・中学校から学校再開の連絡がくるまで休校
- (3) 在校中に、「南海トラフ地震臨時情報」が出され、校長が休校を判断した場合
  - ・中学校からメール・電話等で引き取り依頼等の連絡がくる。
  - ・授業または学校行事を直ちに中止し、保護者の引き取りがあるまで学校に待機する。保護者の引き取りがありしだい、名簿確認のうえ、保護者とともに下校する。

変更

#### (4) 登下校中に、「南海トラフ地震臨時情報」が出され、校長が休校を判断した場合

- ・登校中…原則として安全な通学路で登校し、登校後上記(2)の場合と同じ避難行動をとる。
- ・下校中…原則として安全な通学路で下校する。帰宅後は、家族とともに行動する。
- ※(2)・(3)の場合も、中学校から学校再開の連絡がくるまで休校

# 2 「南海トラフ地震臨時情報」が出る前に、大地震が起きた場合

- (1) 登校前に、大地震が起きた場合
  - ・「調査終了」の情報が出される、または、中学校から学校再開の連絡がくるまで休校

### (2) 在校中に、大地震が起きた場合

・直ちに安全な場所に避難し、保護者の引き取りがあるまで学校に待機する。保護者の引き取りが ありしだい、名簿確認のうえ、保護者とともに下校する。

#### (3)登下校中に大地震が起きた場合

- ・登校中…身の安全を確保したあと、より安全な場所(公園や広場)へ避難し、揺れがおさまるのを待ってから、原則として登校する。登校後は、在校中と同じ避難行動をとる。
- ・下校中…身の安全を確保したあと、より安全な場所(公園や広場)へ避難し、揺れがおさまるのを待ってから、原則として帰宅する。

#### 【参考資料】

第一指定避難所…① 八町校区市民館,② 松葉校区市民館,③ 豊城地区市民館

第二指定避難所…④ 八町小学校,⑤ 松葉小学校,⑥ 市公会堂,⑦ 豊城中学校

#### 3 「特別警報」が発表された場合について

(1)登校前・下校後に特別警報が発表されている場合

令和2年7月13日改定

- ・午前6時00分までに解除された場合は、通常通り登校する。
- ・午前6時00分を過ぎても解除されないときは、当日は臨時休校となるので登校しない。

#### (2) 在校中に特別警報が発表された場合

・授業または学校行事を直ちに中止し、保護者の引き取りがあるまで学校に待機する。保護者の引き取りがありしだい、名簿確認のうえ、保護者とともに下校する。

#### 4 豊橋市に警報が発表された場合

- (1) 登校前に「暴風警報」または「暴風雪警報」が発表された場合
  - ① 午前6時00分までに解除されたときは、平常どおり登校する。
  - ② 午前6時00分を過ぎても解除されないときは、当日は臨時休校となるので登校しない。

#### (2)「大雨警報」や「洪水警報」、「大雪警報」が発表された場合

- ① 原則として平常どおり登校する。
- ② 保護者が、気象・道路の状況等で登校が困難もしくは危険であると判断した場合は、通常の時間通りに登校しなくてよい。この場合は、そのことを学校に連絡する。
- ※ 登校時に保護者が家庭にいない場合は、生徒本人の判断も可とする。

令和2年9月4日改定

## (3) 登校後に、警報が発表された場合

- ① 「暴風警報」または「暴風雪警報」が発表された場合
  - ・安全を確認し、授業を中止にして速やかに下校する。
  - ・特別な場合は学校に残り、その旨を家庭に連絡する。
- ② 「大雨警報」や「洪水警報」、「大雪警報」が発表された場合
  - ・状況を判断し、必要と認める場合は下校する。

# 令和2年9月4日改定

# 5 警報等が発表されていなくても、登校に危険を感じた場合

- ① 保護者が、気象・道路の状況等で登校が困難もしくは危険であると判断した場合は、通常の時間通りに登校しなくてよい。この場合は、そのことを学校に連絡する。
  - ※ 登校時に保護者が家庭にいない場合は、生徒本人の判断も可とする。